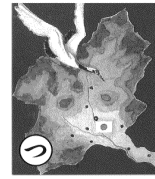




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年10月2日(金) 第9839号

目次

	ページ
公 告	
○都市計画道路の変更に係る縦覧(都市計画課)	2
○道路位置の指定(建築課)	2
人事委員会規則	
○群馬県警察職員の特殊勤務手当支給に関する規則の一部を改正する規則	3
入 札 公 告	
○一般競争入札の実施(義務教育課)	4
落 札	
○落札者等の決定(教育委員会管理課)	6
正 誤	
○令和元年8月30日群馬県告示第112号(河川課)	7

■ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、高崎都市計画道路を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに群馬県に意見書を提出することができる。

令和2年10月2日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 高崎都市計画道路 3・3・7号 前橋長瀬線
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 高崎市岩鼻町地内
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県高崎土木事務所及び高崎市都市整備部都市計画課
- 4 縦覧期間 令和2年10月2日から同月16日まで

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和2年10月2日

群馬県知事 山本 一 太

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員メートル	指定番号 指定年月日
1	法第42条第1項第5号に規定する道路	北群馬郡吉岡町大字大久保字大畑778-10、778-10先	延長 59.30 幅員 6.00	群馬県指令前土第304-19号 令和2年8月27日

■ 人事委員会規則

群馬県警察職員の特殊勤務手当支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十月二日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第二十六号

群馬県警察職員の特殊勤務手当支給に関する規則の一部を改正する規則

群馬県警察職員の特殊勤務手当支給に関する規則（平成二年群馬県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「及び附則第三項」を、「附則第三項及び附則第八項」に改める。附則に次の見出し及び二項を加える。

（新型コロナウイルス感染症対応作業手当）

8 当分の間、警察職員が次の各号に掲げる作業に従事したときは、条例第二条に規定する特殊勤務手当として、新型コロナウイルス感染症対応作業手当を支給する。

一 新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第一条に規定するものをいう。）の患者又は感染の疑いのある者（以下「新型コロナウイルス感染症の患者等」という。）に対して行う犯罪の捜査の作業

二 新型コロナウイルス感染症の患者等の逮捕の作業

三 新型コロナウイルス感染症の患者等の保護の作業

四 新型コロナウイルス感染症の患者等の看守又は護送の作業

五 新型コロナウイルス感染症の患者等の死体（以下この号において「死体」という。）の取扱い、死体の解剖の補助、死体の検視及び死体の解剖立会いの作業

六 前各号に掲げる作業に準ずる作業として人事委員会が認める作業

9 前項の手当の額は、同項各号に掲げる作業に従事した日一日につき三千円（人事委員会が定める作業に従事した場合にあっては、四千円）とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の群馬県警察職員の特殊勤務手当支給に関する規則の規定は、令和二年四月一日から適用する。

■ 入札公告

次のとおり、一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和2年10月2日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

1 調達内容

- (1) 調達件名 小中学校における1人1台端末の導入業務（第2期）
- (2) 調達件名の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 落札決定後、当該共同調達参加市町村と協議の上、決定することとする。
- (4) 履行場所 群馬県教育委員会義務教育課が指定した場所又は受託者の申請により同課が認めた場所
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し単独企業による地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する総合評価方式一般競争入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）と、企画提案に関するプレゼンテーション・ヒアリングによる審査により総合的に判断し決定する。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するとともに、企画提案書を提出すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和2・3年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、参加資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日までに、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、「仕様に関する基礎点（基本仕様）」、「価格」、「導入スケジュール」及び「追加提案内容」をもって入札に参加し、次のアの要件に該当する者のうち、(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(2) 総合評価の方法

ア 評価値は、入札書が無効でない者について、次の算式により算定する。

評価値＝仕様に関する基礎点＋価格評価点＋導入スケジュール点＋追加提案点

イ 仕様に関する基礎点、価格評価点、導入スケジュール点及び追加提案点の配点は、次のとおりとする。

(ア) 仕様に関する基礎点 40点

(イ) 価格評価点 20点

(ウ) 導入スケジュール点 20点

(エ) 追加提案点 20点

ウ 仕様に関する基礎点は、次の評価項目について評価を行う。

(ア) 調達に係る基本的な条件を満たしているか。

(イ) 端末の基本仕様を満たしているか。

エ 価格評価点は、次の算式により算定する。

価格評価点＝(1－入札価格／予定価格) (小数点以下第4位四捨五入)

なお、入札価格は各入札者の入札金額とする。

オ 追加提案点は、次の評価項目について評価を行う。

(ア) 導入時におけるサポートが提案されているか。

(イ) 本店又は支店、営業所等のサポート拠点が群馬県内に設置されているか。

(ウ) 端末導入後、学校の運用負荷軽減等の提案がされているか。

(3) (2)ウ及びオの評価項目の詳細は、入札説明書による。

4 入札書の提出場所等

(1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県庁23階 群馬県教育委員会事務局義務教育課人権・キャリア教育推進係 電話番号 027-226-4612 (ダイヤルイン) ファクシミリ 027-243-7759 電子メール kigimukyo@pref.gunma.lg.jp

(2) 入札説明書の交付方法 令和2年10月2日(金)から同月16日(金)までの日(群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。)第1条第1項に規定する休日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間、上記(1)の場所において交付する。

(3) 入札参加資格確認資料等の提出方法

ア 提出期限 令和2年10月26日(月)午後5時必着のこと。ただし、持参する場合の受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

イ 提出場所 上記(1)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

(4) 入札書、企画提案書等の提出

ア 提出期限 令和2年11月11日(水)午後5時必着のこと。ただし、持参する場合の受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

イ 提出場所 上記(1)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

(5) 入札及び企画提案に関するプレゼンテーション・ヒアリングによる審査の日時及び場所

ア 入札執行の日時 令和2年11月24日(火) 午前10時から

イ 入札執行の場所 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県庁24階241会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(4) 契約書の作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Contract content: Computer provision in elementary and junior high schools in Gunma Prefecture

(2) Period of contract: Make a decision in consultation with the municipality

(3) Place of contract: Compulsory Education Division, Prefectural Board of Education, Gunma Prefectural Government or locations requested by the winning bidder, providing that these locations are agreed to by the Compulsory Education Division, Prefectural Board of Education, Gunma Prefectural Government

(4) Explanation Handbooks: Bidding explanation handbooks may be obtained from October 2 through October 16, between 9:00 a.m. and 5:00 p.m., at the location noted below (6)

(5) Closing date and time for submission of tenders: November 11, 2020, 5:00 p.m.

(6) For bidding explanation handbooks and further information, please contact: Compulsory Education Division, Prefectural Board of Education, Gunma Prefectural Government 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL 027-226-4612(Japanese language only)

■ 落札

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和2年10月2日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 群馬県立学校ICT環境整備業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県教育委員会事務局管理課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和2年9月4日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 群馬県立学校ICT環境整備業務共同企業体 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
- 5 随意契約に係る契約金額 4,128,399,631円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号該当

■ 正 誤

○告示正誤

令和元年8月30日群馬県告示第112号(河川区域変更による廃川敷地等)

発行番号	ページ	行	誤	正
第9728号	3	13	高崎市宿大類町字万相寺698番8の一部、709番1の一部及び709番2の一部	高崎市宿大類町字天神久保698番8の一部並びに同市同町字万相寺709番1の一部及び709番2の一部

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111